

鮎川保育所三者協議会（第3回）会議録

1 日 時

平成25年12月14日（土） 午前10時～午前11時50分

2 場 所

鮎川保育所

3 出席者

- ・ 鮎川保育所保護者
会長 他27名
- ・ 社会福祉法人 山善福社会
理事長 他6名
- ・ 保育幼稚園課
中井課長・小西参事・佐々木係長・村田指導主事・窪田所長

4 案件

（市） 皆さま、改めまして、おはようございます。

本日は、公・私、お忙しい中、三者協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、これより、第3回鮎川保育所の三者協議会を開催させていただきたいと思っております。

これより議事進行につきましては、三者協議会の議長であります、中井保育幼稚園課長にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

（議長） 改めまして、皆さま、おはようございます。

土曜日のお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、着席をして、議事を進めさせていただきます。

先ほど、お配りいたしました会議次第に沿って、進めさせていただきます。

まず、はじめに、来年1月から合同保育が始まります。

この合同保育に関わっていただく、山善福社会の保育士さんに、本日、お越しいただいておりますので、まず、その方々のご紹介を

させていただきたいと思います。

それと、基本的に、合同保育に参加していただく保育士さんということになっておりますけれども、今も、既に、保育園の方でお勤めされている状況でございますので、園行事等で、ご参加いただけない場合が、どうしても出てくる場合がございます。

その場合については、一定のローテーションによって対応していただけると確認をしておりますので、その保育士さんについては、写真付けて、掲示をさせていただきたいというふうに考えております。

本日、紹介をさせていただいた後のことでございますけれども、園長先生と主任保育士さんについては、引き続き、三者協議会に残っていただいて、協議に参加いただくことになっております。

それ以外の方については、先ほども申しましたけれども、現在も、保育園の方にお勤めでございますので、そちらの方に戻られるということで、ご了解をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、理事長からご紹介をお願いしたいと思います。

(法 人) 皆さん、おはようございます。

それでは、紹介させていただきたいと思います。

まずは、鮎川保育所の園長候補の現茨木山手学園の園長でございます「西川」でございます。よろしくお願いいたします。

(法 人) 西川です、どうぞ、よろしくお願いいたします。

(法 人) 現在、茨木山手学園におります「A」でございます。

(法 人) よろしく申し上げます。

(法 人) 現在、おとのは学園におります「B」でございます。

(法 人) よろしく申し上げます。

(法 人) 現在、豊原学園におります「C」でございます。

(法 人) よろしく申し上げます。

(法 人) 現在、茨木山手学園におります「D」でございます。

(法 人) よろしく申し上げます。

(法 人) 同じく、茨木山手学園におります「E」でございます。

(法 人) よろしく申し上げます。

(法 人) 以上、6人が、今、決まっておりますして、1月からの合同保育については、どうぞ、よろしくお願いいたします。

(市) ありがとうございます。

今後、合同保育を通じて、しっかりと保育内容を引き継ぎたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、保育士の皆さん、日常の保育業務がある中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

ご紹介をしていただきました保育士さんについては、一旦、ここでご退席いただきます。

ありがとうございました。

【法人の保育士が退席】

(議 長) それでは、改めて、三者協議会を進めさせていただきたいと思えます。

まず、合同保育について、一定、担当者の方からご説明をさせていただいた後に、質疑等を承りたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、担当の方から説明をさせていただきます。

(市) それでは、合同保育について、ご説明させていただきます。

民営化基本方針及びその実施要領では、合同保育について、市が定める実施基準、もしくは、それ以上のどちらかを法人に選択していただくこととしております。

その結果、山善福祉会からご提案いただいたのが、以前、全戸配布させていただきました「合同保育の実施について」にお示しさせていただいたとおり、所長又は主任を含め、原則、保育士6人が毎日、合同保育に入り、実践を通じた引継を行っていただけるという内容でございます。

ただし、既存の保育園での行事等がある場合は、1月、2月、3月、それぞれの実施基準を下回らない範囲で、合同保育に入らない日と保育士数を設定できることとしておりますので、週によっては、基準どおりということもございますが、ご理解いただきますよう、お願いいいたします。

また、土曜日については、3.5時間と定めておりますことから、午前、午後に分けて、合同保育を実施することになりますので、よろしく申し上げます。

さらに、合同保育に携わっていただいた保育士さんにつきましては、原則、各歳児の担任として配置していただくようお願いしているほか、各保育士さんのご事情により、退職等も考えられることか

ら、複数の保育士さんによるローテーションを可能とし、保育内容の継続性に配慮することとしています。

ただし、最終的な人員配置については、法人さんの管理運営事項になりますので、そこは、法人さんを信頼いただき、お任せいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、どの保育士さんが、合同保育に入っているかが分かるように、園長先生を含め、基本となる保育士さん6人、また、ローテーションにより、合同保育に入ってください保育士さんの写真を掲示したいと考えておりますので、よろしく願いします。

それと、3月の合同保育期間中には、希望される保護者の方を対象に、個人懇談を開催させていただき予定をしており、2月頃に、保護者の皆さまのご希望を聞かせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、具体的な引継ぎ内容でございますが、まずは、基本原則という部分について、ご説明させていただきます。

まず、茨木市立保育所民営化基本方針実施要領にも定めておりますとおり、公・私、連携・協力して策定した「未来に伸びゆく子どもたちへー保育の手引書ー」がございます。

また、「茨木市人権保育基本方針」や「茨木市人権保育カリキュラム」、さらには、民営化する当該保育所の保育課程や年間指導計画をはじめ、保護者の皆さまからの同意を得て提供することになる、子どもたちの保育要録など、これまで市立保育所として実施してきた保育内容を適切に引き継ぐこととしています。

全ての保育所（園）には、子どもの最善の利益を第1に、保育の根幹となる保育課程というものがございまして、保育の実施にあたっては、保育課程に基づき、子どもの発達や生活の状況に応じた具体的な指導計画やその他の計画を作成し、保育することが基本でございます。

したがって、この基本を踏まえた保育内容について、しっかりと引継ぎを行ってまいりたいと考えております。

もう少し、詳細に申しますと、保育課程における保育理念をはじめ、保育方針や保育目標などについては、個別の保育内容の積み重ねによる年間を見通した基本的事項であることから、歳児別に示す「子どもの保育目標」を具体的な引継ぎ項目（内容）と考えております。

この「子どもの保育目標」につきましては、大きく「養護」、「教

育」、「食育」、「健康支援」、「環境・衛生管理」、「安全対策・事故防止」、「保護者支援」、「研修計画」、「地域連携」、「自己評価」の10項目（内容）に区分することができます。

このうち、「養護」、「教育」、「食育」、「健康支援」、「環境・衛生管理」、「安全対策・事故防止」及び「保護者支援」の7項目（内容）については、子どもたち及びその保護者に、直接、影響する内容であることから、引継ぎの重点項目（内容）として位置づけ、優先的に引継ぎを行うことといたします。

また、これらの全ての項目については、1日を通した日々の保育内容に関連するものでございますので、着実に、日々の保育を通じて、子ども一人ひとりの状況を踏まえ、適切な引継ぎを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、合同保育により引き継いだ内容については、しっかりと記録を付けて、着実な引継ぎに努めてまいりますので、よろしく、お願いいたします。

また、引継ぎの重点項目（内容）として位置づけた「保護者支援」につきましても、保育指針にも示されているように、保育と一体的に深く関連しているものであることから、「養護」、「教育」、「食育」、「健康支援」、「環境・衛生管理」及び「安全対策・事故防止」を引き継ぐ際に、併せて、引継ぎを行うものとします。

具体的には、保護者の皆さまと、相互の報告・連絡・相談などでございます。

さらに、「研修計画」、「地域連携」及び「自己評価」につきましては、法令等に基づいて、保育所を運営する全ての主体、公立であっても、私立であっても、それぞれの実現に向けて、努める必要があること、また、保育所運営の一部でありますことから、設置者の責任と判断に基づき、適切に実施されるべきものであると考えております。

また、保育士の研修などについては、これまでから、公・私連携して、合同で開催するなど、実施しているところです。

もう少しだけ、お時間をいただきまして、次に、合同保育における具体的な引継ぎ体制について、ご説明させていただきます。

今から、ご説明させていただく内容は、あくまでも、基本的なことをございまして、保育の引継ぎについては、日々の保育を通じて、子ども一人ひとりの状況を踏まえた対応が必要なことから、保育日誌をはじめ、個人支援計画や保育記録票などを基本としつつ、子ど

も一人ひとりの状況把握に努め、日々の状況に応じて、適切に引き継いでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、所長・主任クラス、いわゆる園長先生でございますが、園長先生については、保育所運営全般にわたり、当該保育所長から、その内容を引き継ぐとともに、随時、必要に応じて、乳児・幼児クラスにも入っていただくこととなります。

合同保育における乳児担当の2人の保育士については、0歳児から2歳児までを担当することになるため、先ほど、ご説明いたしました「子どもの保育目標」に基づき、当該保育所で実施している具体的な保育内容を引き継ぐこととしております。

この場合、乳児担当保育士が2人となるため、一つの歳児に、乳児担当保育士がいない状態となりますが、保育所運営全般にわたる引継ぎに配慮しながら、園長先生が、状況に応じて引継ぎを行うとともに、担当保育士がいない状態となった歳児については、次の週に必ず引継ぎを行うものとしております。

合同保育における幼児担当の2人の保育士については、3歳児・4歳児を担当することになるため、公立保育所の保育課程に掲げる「子どもの保育目標」に基づき、当該保育所で実施している具体的な保育内容を引き継ぐものいたします。

3月の合同保育になりますが、看護師については、全ての入所児童や職員の健康管理及び保健計画等の実績に基づき、適切に引き継いでまいりたいと考えております。

また、3月の合同保育期間中に、希望する保護者との個人懇談に参加し、保育士等と連携して、入所児童の状況把握に努めたいというふうに考えております。

また、必要に応じて、乳児及び幼児担当保育士と連携して、0歳児から4歳児クラスまで、日々の保育を通じて、子ども一人ひとりの状況を引き継ぎたいと考えております。

用務員については、調理機器の操作方法について把握するとともに、調理全般に対する留意事項などの把握に努めることとします。

最後に、保育士等が、適宜、協議・検討する場を設け、引継ぎに関する課題や問題点の改善に努めるとともに、移管保育所の円滑な引継ぎに向けて、連携・協力するものとします。

また、法人さんは、必要に応じて、法人内における協議の場を設けて、引継ぎ内容の共有を図っていただきたいと思いますと考えております。

なお、必要に応じて、栄養士さんについても、適宜、アレルギー対応を含めた、献立内容をお伝えし、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上が、基本的な合同保育の内容でございますが、実際に、合同保育を始めますと、日々の保育の状況によって、その都度、対応しなければならないことが出てくると考えておりました、法人さんと連携・協力して、しっかりと引継ぎを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

(議長) 大変、長い説明ですので、最初の説明が、どんな話だったのかなというふうになってしまいますが、一定、今、ご説明させていただいた内容で、ご質問いただいても結構ですし、従前にお配りさせていただいている資料の中から、合同保育のこの部分について、もう一度、伺いたいというようなことがございましたら、ご発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(保護者) 合同保育で、まず、1月は、乳児・幼児に関係なく、全体を把握するために、ローテーションをするのか、乳児クラスは、乳児クラスで、何人というのを決めて、その人が、ローテーションで回るのか、どういうふうになりますか。

(市) 基本的に、合同保育に入っていただく保育士さんが、全ての歳児を把握していただきたいということがありますので、全ての歳児を経験していただくというか、見ていただきます。

(保護者) それは、1月だけですか、1月、2月で、全ての児童の把握をするのですか。

(市) 大体、2週間程度あれば、一度、回っていただけたらと考えています。ただ、基本は、1週間くらいを目途に、そのクラスに入っていて、ローテーションしていただければと考えております。

それは、何故かと言いますと、仮に、保育士さん個人のご事情で、退職された場合など、固定でクラスに入ってしまうと、せっかく、引き継いだ内容が、途切れてしまうことになりますので、それを避けるために、一定、全ての歳児を把握していただきたいと考えています。

(保護者) ローテーションを組むのだったら、10人くらい必要ですね。

5人だけが、全ての児童を把握して、他の5人は、全ての児童を把握しないということですか。

(法 人) お母さまが、今、おっしゃっているのは、全ての子どもたちを、職員が把握するののかということをおっしゃっていただいていると思うのですが、園長といたしまして、基本的には、0歳児から5歳児まで、今いる、鮎川保育所の子どもたち全員を、職員みんなで見えていくという気持ちを持って、職員には、保育をしてもらいたいと考えています。

私も、そのような気持ちで、今まで、やってきました。

ですから、ローテーションで入りますが、そのときは、そういった気持ちで、全ての子どもたちを把握していく、子どもの成長を見ていく、そういうふうな思いで、させていただきたいので、1月だけではなく、2月にもあると思うのです。

ただ、3月には、クラス懇談会の方を持たせていただけると、お忙しい中、お時間をいただけるということをお聞きしましたので、大変、ありがたく思っています。

ですから、3月には、担任を決めまして、できる限り、担当のクラスの方に配置しまして、お子さまを把握、私たちが、引継保育の中で把握したこと、そして、お母さま方が、ご不安に思っいらっしゃること、それを共に、お話をさせていただいて、4月からの保育に、活かすような形にさせていただきたいと思っています。

(保護者) ただ、1週間で全ての児童を把握といえ、5人しか入らないですよ。

(市) 合同保育に来られる職員の中で、5人しか知らないのではというご不安があるということですよ。

(保護者) そうです。

(市) 合同保育期間中のところで、ローテーションが1月で終わればいいのですが、来ていただく方の人数によれば、今、園長先生がおっしゃったように、2月初旬くらいまで、ローテーションになると思うのです。

でも、それを、他から、また、今度、来られる方に伝達していただかなければならなくなってきました。

この合同保育期間中ですが、鮎川の職員と、法人の職員の方と話し合う機会もあれば、こちらで合同保育をしている間に、皆さんで感じたことを伝達していただけるような機会も作っていただいて、会議の中で、それは消化させていただくということと、あと、新たに来る人のためには、一斉に保育に入ってもらいたいというのは、

子どもさんの中に大人が多すぎるというのは、ちょっと、保育的に成り立たない可能性もありますので、一定、制限をさせていただいて、見学とか、職員とのディスカッションという場の設定は、いくらでも設定ができると思いますので、その後に入ってきた、他の人にどうやって、みんなのことを分かっていたかという不安は、色々な方法で解消させていただきたいと思っています。

(保護者) 今、紹介していただいた以外の5人については、全体把握はせず、担任だけにする、もしくは、後から来る5人も、1週間だけローテーションを組んで、全体把握に努めるのか、または、その会議だけで終わらせてしまうのか、保育に入らなかったら、想像だけでは子どものことが分からないですよ、実際に、見ていただかないことには。

後のローターの5人は、どうされるのかということをお聞きしたいのです。

(市) ローテーションの保育士は、基本の保育士さんがいて、その基本の保育士さんが、行事等で来られないときに入っていただく保育士さんになります。

実施基準では、1月が5人、2月も5人、3月は、看護師が、そこに入りますので、6人という体制をとっていきますから、基本は。

(保護者) 看護師が入って6人だったら、保育士が1人抜けますよね。

(市) 保育士が抜けるのではなく、5人の体制に、看護師が加わるのが、実施基準(3月)でして、できる限り、基準を上回った対応をしていただけるということです。

(保護者) 看護師が入るのだったら、7人になるのでは。

最低、保育士5人がいてくれた上で、園長、看護師が入るのだったら分かりますけど、看護師を入れて、6人ということは、誰かいなくなる人がいるのではないですか。

(法人) 最大6人でしたよね。そういう規定(実施基準)があるのですが、今、ご紹介させていただいた合同保育に参加する保育士というのは、乳児も幼児も経験があります。

(保護者) 経験はあるけど、ここにいる子どもたちは、初めてですよ。

(法人) まずは、引継ぎの中で、子どもの本当の姿を知ることが、一番、大切だと思いますので、新しく運営をさせていただく私どもといたしましても、把握というのは、この1月から3月の間にさせていただきたいと思っていますし、そこについては、逆に、任せてい

ただきたいという思いがあるのです。任せてください。

(保護者) ただ、1月の設定日数が3日(週に)とかですよ。

(市) 最低、週に3日です。

(保護者) 最低は、3日だけど、1週間、入りますといたら、この補助金が、出るのですよね。

(市) 予算の範囲内ですが。

(保護者) そこは、3日分しか補助金が出ずに、後の2日は法人の方から出すとなったら、法人さんも、困るのかなと思ひまして。

(市) 予算の方は、一定、確保しております。

そこは、ご心配をいただいて、大変ありがたいのですけれども、入っていただくことについては、大丈夫です。

(保護者) 分かりました。

あと、現在、1歳児は、4月になったら、下の階に降りて、2クラスになるのです。

なので、ローテーションでいたら、とりあえず、次の2歳児は、2人の先生が各クラスに入っても問題はないと思うのですが、過去の経緯から、4月に辞めてしまったという先生もおられて、担任予定者が辞めてしまったら、4月の時点で、全く知らない先生が入ってしまうということもあるので、できたら、代わりの先生がいるかなと思ひます。

辞めてしまっても、「でも、大丈夫、私が把握していますから」という先生が必要かなと思ひますが、それはどうでしょうか。

(市) そこは、先ほどの、基本の保育士さんが、まず、いますので、その保育士さんが行事とかで抜ける場合は。

(保護者) 基本の保育士さんはいますけど、2歳児は2クラスあって、1人の保育士さんは把握しているけど、壁を隔てたクラスには、もう1人の保育士さんがいても、この人が、全く4月から入ったばかりで、子どもたちを把握していなかったら、基本の保育士さんがいても、引継ぎができていないじゃないですか。そこですよ。

(市) 先ほど、「西川園長先生」の方からもありましたけれども、全員で全体を把握していただくということと、それと、先ほど、私も説明させていただきましたがけれども、入れないクラスが出てきた場合は、次の週に、必ず引き継ぎを行うという対策を取りたいと思ひますし、「村田」の方からもありましたけれども、そこで、こういう課題が見つかりましたとか、こういう問題点がありますという場合

には、しっかりと、法人の保育士さんと、公立の保育士さんが協議し合えるような、そういう場を設けて、しっかりと、その対策も考えていきたいなと考えております。

(保護者) 書類だけで。

(市) いえ、書類だけではなく、実践を通じてやっていきます。

(保護者) あと、「Aさん」と「Bさん」は、ずっと10月からいてくれますが、あとの3人の方は、10月、11月の議事録は読まれたのですか。

(法人) いえ、まだです。

(保護者) まだ読んでいない。
もらっていないですか。

(法人) いえ、いただいておりますが、来週の月曜日から、1月に入る合同保育の職員と、引き継ぎに当たるための心得だったり、議事録の内容を確認する会議を行います。

(保護者) 会議をする前に、あらかじめ、議事録を渡しておくというのは、しないのですか。

(法人) もう、来週ですので、今日は行いません。
来週の月曜日から行います。

(保護者) その時に、議事録を渡すのですか。

(法人) はい。
私が、今まで、読み込んでいますので、しっかりと伝えます。

(保護者) あと、他のローテーションに入る方も、必ず、議事録の方を渡し
ておいていただかないと、保護者の気持ちが、全く伝わらないと思
うので、毎回、渡すように、よろしくお願いします。

(法人) はい。

(市) 合同保育の関係で、一定、ご質問の方をいただいております。
他に、ご質問ございましたら、今、お伺いしたいと思いますが、い
かがでしょうか。

(保護者) 今、「ペンぎん組(1歳児クラス)」に子どもがいるのですけれ
ども、先ほども言っていたいたのですけれども、次にクラスが分
かれるのですけれども、先生が、全くいなくなってしまうとか、
それは困るので、しっかりできるようにしてもらいたいのと、あと、
上に子どもがいないので分からないのですけれども、次のクラスが
分かれる時には、どういう形で分かれるのですか。

(市) それにつきましては、子どもさんの状況を把握している職員と、

それから、合同保育に入る園長先生を含め、主任の先生、それから、担当の2歳の先生も来られている中で、話し合う機会を持って、子どもたちの密な引継ぎも2月くらいから始まりますので、そこを含めて、子どもさんの様子を見た上で、こちらが、大体、2クラスに分けます。

また、こちらで2クラスに分けておくという訳ではなくて、一緒に、せつかくの機会ですので、皆さんのご意見をいただきながら、2つのグループに分けさせていただき感じになると思います。

それは、やはり、長く見てきた公立の保育士の方の想いと、子どもたちの先の見通しというところも参考にして、その中で、1か月、2か月でも、お子さんと関わっていただいた中での新しい見方というの、きっとあると思うのです。

その中で、すり合わせをさせていただいて、基本、こういうふうに決めましょうというところも、それが合同保育の良さだと思いますので、そこで、意見交換をさせていただくことになると思います。

たぶん、人数的に言えば、新しいお子さんが4人くらい、例えば、今、おられる子どもさんの中で、転園とか転所、それからお引っ越しとかいうことになって、何人かの子どもさんは動くと思うのです。

そこに、新たな方が、4人くらい入ってくるという中で、新しい子どもさんが決まるのは、3月なので、転所・転園が決まるのも3月です。そこまでの間、今、おられる子どもさん全ての雰囲気は窪田所長、それから看護師、今の職員、法人の職員の方とやっていくことになると思います。

(保護者) とにかく、うちの子は、4月から入って、最初は大変だったので、次の4月から、全く新しい先生が来て、また、さらに、今までいたクラスに友達が増えて、クラスが分かれた時に、友達とも分かれて、さらに、また、先生が、今の先生ではなかったりしてしまうと大変なので、他の、今の「ぺんぎん組」のお母さんも思っていると思うので、そこだけは、しっかりしてもらいたいです。

(市) そのためにも、引継保育士がおりますので、一緒にやっていけると思います。

(市) それと、来年4月からなのですけれども、ここに、今、勤めている臨時職員さんが、何人か、雇用を継続していただけるということですので、お母さん方も知っていただいた保育士さんがいらっしやいますし、もちろん、公立の引継保育士ということで、

4月からこちらへ来させていただきながら、一緒に、法人さんと連携して、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(保護者) 何人かとは、何人ですか。

もう内定はしたのですか。

(法人) 内定は内定ですけど、若干名です。

(保護者) 日勤の先生が何人残るかによって、どれだけ公立保育所の保育が引き継がれるかという部分があるので、若干名で、1人、2人残ったからといって、そんな公立カラーは出ないと思うので。

(法人) 日勤の方と短時間の方を含めて、10数名が残ってくれます。

(保護者) でも、朝夕の方が多いのですよね。

(法人) 日勤の方もいらっしゃいます。

(保護者) それでは、ちょっと安心できないです。

人数を言ってもらわなかったら。

(市) 今、理事長の方から、10数名の方を雇用されるということで、そこに、公立の引継保育士も来ますので。

(保護者) 引継ぎ保育士は3人だけですよ。

(市) 所長も含めて4人です。

(保護者) 4人で5クラス。

(市) 最初の4月から6月は、看護師もいます。

(保護者) すいません、今の話とかぶってしまうと思うのですが、具体的に、0歳児はどういうふうにと、1歳児はどういうふうにと、合同保育から引継保育にもっていく予定になっているか、山善さんからの言葉で教えてもらいたいです。

市の方のご説明ではなく、今、山善さんが、どういう予定にされているのか、園長先生なり、理事長先生なり、具体的に、0歳児はこういう感じで何名入って、こういう感じで4月にもっていくということを、今、ちょうど、人数も集まっているので、もうちょっと説明していただけますでしょうか。

(法人) 前にもお話をさせていただいたと思うのですが、現在、保育が継続していて、やっぱり、知らない大人が入っていくというのは、子どもにとっても、年長とか、幼児さんクラスは別なんでしょうけれども、特に、0、1、2歳というところについては、入り方も、ずかずか入っていく訳にもいかないと考えています。

(保護者) そこで、0、1、2歳をまとめずに、0歳と1歳と2歳に分けて

いただきたいのです。

というのは、今、さっきおっしゃっていた、「ぺんぎん」と、やっぱり、今の1歳児さんと0歳児さんでは、来年以降の教室の場所とかも変わってしまいますので、そこを一緒に考えられてしまうと、ちょっと、「ぺんぎん」さんのお母さんたちが、そこが、やっぱり、不安だと思うのです。

0歳児さんと、1、2歳児さんでまとめてしまうと、結局、同じように見ていただいても、うちの「ぺんぎん」さんは、下に降りてしまうところが、不安だと思うので、そこを分けて、どういう範囲で、今の保育士さんのように、全部把握するのは無理だと思うので、どこまでを把握されるつもりかということをお教えいただきたいと思えます。

(法人) 大体、1歳から2歳に上がって、いわゆる、24名という大きなクラスになると思うので、2クラスに分けるということで、12名、12名ということですから、私どもがクラス配置をする基本的な考え方としましては、例えば、市の先生たちというのは、当然、1人ずつ、2クラスですので、あと、副担任が付くような形になりますけれども、1歳から2歳に上がる時に、必ずしも、1歳から2歳に上がって、2クラスになって、仮に、市の先生が2人いて、副の先生が何人かいる。

その市の先生たちが、1歳の持ち上がりが、必ずしも、2人ともがいいのかというのは、1つのクエスチョンなのです。

ですから、持ち上がりについて、1歳の時に知っている先生たちというのは、2クラスに分かれて、1人、または、最大どうなのかなというところは、基本的にはあるのです。

ですから、そんな中で、今、保護者の方もおっしゃっているように、上から下の部屋になって、環境も変わります。集団も変わります。なおかつ、先生たちも変わります。

これは、確かに、不安なのでしょうけれども、子どもにとって、実際、ずっといる先生たちがいいのか、また、新しく入ってくる先生たちがいいのかというのは、私どもも、今、3つの保育園があって、乳児をできるだけ特定の大人で見ようという、乳児担当制という、そういうことを「豊原」などは、実践してやっていたり、また、「山水学園」では、別の考え方をしたりということ、一長一短が、実際、あるのです。

ですから、既設の、今、私どもの、例えば、「豊原学園」の中でも、当然、クラスに分かれて、持ち上りの先生たちを付けるのがいいのか、付けない方がいいのかということのも、子どもと先生たちの関係ということもありますし、実際、一番大事なことというのは、2歳の担当を持つと思えば、1歳と、前後の年齢の発達段階をしっかりと把握しておかないと難しいのです。

なおかつ、それを突き詰めていったら、やっぱり、全クラスの経験があって、なおかつ、また、別のクラスを持つとか、全ての年齢を見通した経験を持つということが、一番大切かなというところがあるので、今、保護者の方々がおっしゃっているように、全然知らない先生たちが来て、不安だというのは、確かにそうだと思います。

その不安なことが、4月当初に、私どもの新人の職員が入ってきます。

それが、何か月間も、子どもがその先生に慣れないのかといたら、早い子でしたら、1週間くらいで打ち解ける子もいますし、どれだけ遅くても、1か月も経てば、全クラスの、子どもたちの名前や顔や、子どもたちも先生を分かっていただけだと思いますので、最初の1か月くらいは、混乱はあるかなと思うのですけれども、その混乱を和らげるための合同保育ということでございますので、そのところは、あまり構えていただかなくても、逆に、子どもの方が、十分、きていただけるのではないかなと思っております。

ですから、そのところを、具体的に、合同保育でどうするのかと聞いても、現実の保育をやりながら、その保育は、子どもたちにとっては生活の場なので、そんな中で、ずかずかと、知らない大人が4月から来るのですよと言っても、なかなか、子どもも理解できない部分もあると思うので、一番は、子どもに負担をかけることなく、今の生活や様子というものを、しっかりと、鮎川保育所の先生たちがやっている保育を見て、それから、子どもをしっかりと観察して、感じたことをしっかりとすり合わせをするというところで、一歩控えた形になるというところの配慮も必要かなと思うのです。

(保護者) では、結局、「豊原」では、担任を持ち上りにするかどうかは、どうしておられるのですか。

(法人) 持ち上がる時もありますし、持ち上がらない時もあるのです。

それは、持ち上がらないといけないとか、そういうことではなく。

(保護者) その、持ち上がらない理由は何ですか。

(法 人) 私どもは、どの先生も、例えば、1歳の先生でも、年長の先生でも、全クラス、100人、120人くらいの子どもたちを把握しておりますので、また、朝晩についても、正職の配置があるので、どこかで関わりがあるようにしておりますから、全クラスの子どもたちは、各先生たちを把握しております。

(保護者) とりあえずは、公立では、よっぽど、異動ではない限り、担任の先生は持ち上がりになっているので。

(市) できるだけですね、絶対持ちあがりという訳ではないです。

(保護者) 絶対とは言いませんが、0、1、2歳は、言葉がしゃべれないので、なるべくなら、必ず1人は持ち上がりにしてもらった方が安心できるので、持ち上がりがいいです。

(保護者) 合同保育の時は一歩引いて、4月からしっかり見るという話なのですけれども、普通の保育所で、新しい先生が何人か入ってきました。それで、たまたま、自分の担任の先生は、新しい先生でした。そして、その先生に慣れます。

それは分かるのです。そういうことは、他の小学校とか、保育所、幼稚園とか、どこでもあることだと思うのです。

でも、今回に関しては、今まで見てもらっていた先生が、ほぼ全員いなくなりますよね。

子どもたちを、わが子を見ている限りでは、担任の先生が新しくなりました、ちょっと慣れません。でも、外で遊んでいる時に、今までの担任の先生がいたら、困った時は、その先生に聞けばいいという信頼関係が、1年間の内に築けていると思うのです。

でも、今度の4月の子どもたちは、基本的に、それがいいですね。どの先生も、どの先生か分からない。どの先生に頼ったらいいの分からない状態で、たぶん、4月を迎えると思うのです。

4月1日になった時に、合同保育で見ていた先生がいるかも知れない。でも、一歩引いて保育されるのであれば、やっぱり、担任の先生ありきだと思うのです。

それは、子どもの混乱のためにというのは分かるのですが、そして、いざ、4月1日、入園式になりました、進級式になりましたとなった時に、ほぼ全員が、園長先生から、皆さんから、知らない先生です。

その状態の方が、私は、すごく混乱を招くと思うのですけれども、そこは、合同保育で一歩引いて見えても大丈夫というお考えでいる

のでしょうか。

(法 人) 実際に、1月、2月、3月から、私どもがやりますから、任せてくださいというふうには、クラス運営上、無理かなと。

(法 人) 皆さん、理事長が言っている、一歩引くというのは、私も、園長ですけれども、保育をしていました。

担任も持って、クラスも持って、卒園児も何人も送り出していきました。

ですから、保育をするということについては、子どもと担任の強い結びつき、保育を進めるにあたって、どんなねらいを持って担任が保育をするか、それが、1日に関わる重要なことだと、私は思っているのです。

ですから、引継保育に入る中で、1月から3月というのは、お預かりする1年のスパンを考えた中では、本当に、子どもの成長が、今まで、4月から12月まで、色々なことがあった中、すごく、子どもの成長が目に見えて分かる時で、分かったからこそ、次、進級にあたって、就学に向けて、どういうふうな保育をしていくかという、とても重要な時期にあたると思うのです。

ですから、現在、保育されている鮎川保育所の担任の先生は、そういった想いで、1月から3月まで、保育されるかと思うのです。

そこに、引継保育に入らせていただく中で、その先生が、どういったねらいを持ってやっているのかというのを見て、先生と子どもたちが一つになって、一つの保育に向かっている時に、引継ぎさせる保育士は、傍で見守りさせます。

先生がやろうとしていること、子どもがやろうとしていることと目的があるので。

ですけれども、それ以外の生活も、一緒にさせていただきたいなと思っておりますので、2回ほど、入所申請と、「楽しい広場」の時に来させていただいただけで、鮎川保育所の子どもたち、みんな、「誰?」、「何しに来ているの」、「作ったやつ見て」って、声を掛けに来てくれたのです。

私は、それを見て、本当に、嬉しいなと思ったのです。

逆に、一生懸命やらないとなと、すごく思ったのです。

ですから、そう言って来てくれる子どもたちに対して、一歩引くことは、私はできないです。

私以下、付いてくる職員についても、同じです。

私は、そういった、子どもたちが来てくれているのに、「違うから、今は、引継ぎだからごめんね」というような保育士を、私は、育成していません。私自身、それはできません。

ですから、理事長が、今、言いました、一步引いたというのは、現職員の方が、気持ちを繋いでいる時に、ずかずか入っていかない。

けれども、それ以外の時は、させてください。させていただきます。

その間の引継保育だと思っていますので、そこは、皆さんが初めて、私がお会いして、言葉だけだと、なかなか伝わらない部分があるかと思いますが、その部分を大切にやっていきたいなと思っていますので、そこは、私のことを、少し、信頼していただいて、任せていただいたらと思いますので、お願いいたします。

(保護者) 今、来ていただいた5名の方で、とりあえず、アバウトでも、あなたは乳児組、あなたは幼児組というふうには、もう決まっていますか。

(法人) 山善福社会の「山水学園」、「豊原学園」、「おとのは学園」から、職員が集まりましたので、各園で、どこのクラスを持っていたかということは把握しています。

ですが、各園の子どもたちの様子を見ておりますと、それぞれ違いますので、やはり、鮎川保育所の子どもたちを、実際に、私の目でも見させていただいて、その中から、担任を決めたいなと思っておりますので、1月の中で、あなたは、大体、乳児クラス、あなたは、大体、幼児クラスというふうにして、入る予定はありません。

(保護者) ただ、この前の時に、「A先生」は幼児クラスを担当しているということだったと思いののですが。

(法人) 幼児主任と乳児主任というふうには、紹介はさせていただいたのですけれども、それは、少し、言葉が不足していたと思うのですけれども、現在、「山水学園」の方で、幼児主任をしています。

「おとのは学園」の方で、乳児主任をしていますので、そういった紹介の仕方をしたと思うのですけれども、まだ決まっておらず、申し訳ございません。

(市) それでは、合同保育につきましては、今、出てきましたけれど、現場の保育士さんの意見を聞きながら、必要に応じて、合同保育に関わる保育士同士で協議なり、連携なり、持たせていただきながら、適切に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

合同保育の議案につきましては、一旦、これで終了させていただきますがよろしいでしょうか。

(保護者) はい。では、次に、市役所の方に、4つほど、確認したいことがあります。

毎年3月に、異動保育士のお別れ会をしますが、来年3月は、ほぼ保育士が異動してしまって、いなくなるのですが、保育士がいなくなるという周知は、どういうふうに、今までの民営化では、やってこられましたか。

(市) 民営化してきた1年目にはなかったのですが、2年目から、子どもさんへの周知というのは、必要だということになりまして、お別れ会の中で、修了式の2日前くらいに、異動の発表があった後くらいの夕方に、何々先生は、今度、ここに異動になりましたとか、退職されますというようなことをやっていたので、それを、今度、法人さんの方も、一緒に入っていて、お別れ会というよりは、引継式というふうな方法を取らせていただいていたと思います。

例えば、0歳の保育士さん、今、現にいる保育士さんと、子どもさんがいる中で、今度、0歳担当になるであろう、「山水」さんから来ていただいた職員の方と、「今度、私たちはこの保育所に行きます、あそこの保育所に行きます、今度来る先生たちですよ」といって、哺乳瓶とミルクを、0歳の先生なので、「鮎川の子どもたちをよろしくね」といって、年齢に応じたものを、子どもたちに分かるように、バトンの代わりなのですけれども、この先生たちがしてくれるというふうに、各学年をさせていただきました。

5歳だったら、例年、皆、何を、今度の5歳の先生に引き継ごうかというような話を5歳にすると、運動会でやった太鼓のバチがいいとか、縄跳びがいいとか、子どもたちから、色々、出ます。

その保育所に応じた、竹馬がいいとか言う子どもたちがいる時は、竹馬を持ってきて、今度の5歳の担任の先生よろしくという、バトンタッチ式みたいなことをさせていただいて、子どもたちには伝えました。

どの保育所の時にも、はっきり言って、申し訳ないのですが、涙の式になりました。

それがあって、心新たに、引き継がないといけないというところと、引継保育士は、私たちは残ると言ったら、「え、何で」という声も上がった年もあったと聞いております。

職員だけではなくて、保護者の方も、自由にご参加くださいという方式をさせていただきました。

給食室の方も、おたまとお鍋を持って、今度、給食作ってくれる方ですよとか、看護師さんは、ナースの服装を、わざわざして、聴診器を持って、そういうナース同士も、全部、職員の引き継ぎということ、毎年は、お別れ会という形でしていた分を、新たに、引継式みたいなところで、子どもが目に見えて分かるようなことをさせていただきました。

ちょっと、余談ですけども、事務所はどうするかと言ったら、さすまたと防災スプレーかなとあって、園長先生よろしくというような、そういうふうに見て、子どもたちも、先生たち、全部いなくなるのという不安が、クラスによってはありますので、でも、いつも見守っているからねと。

園長先生とか、他の先生たちの部分も、一生懸命やっている姿も見に来られるよという話をすると、子どもたちは、それで納得してくれます。

男の先生が、今度いるのだとか、新たなところが、私たちも涙をこらえながら、よかったねとか、はっきり言って、涙、涙です。

今、園長先生が言ってくださった想いで保育しております。

どこに異動する時も、公立だったら、また、どこかで会えるという想いがあるのですけれども、お願いするということになりました。

笑って引継式をしようというのが、どこの保育所も合言葉になっています。

ですので、ここでお願いしたいのは、保護者の方も、新しく来る「山水」の先生方を迎え入れているのだよということ、子どもたちに、いなくなるのだよということではなくて、一緒に、先生たちとしていこうということをお伝えいただけたら、ありがたいです。

(保護者) うちは、毎年、号泣しているのに、先生いなくなったら、どうなるのだろうか。

では、次に、非常用スロープが滑りやすいので、改修をお願いしますと言っているのですが、どうなっていますか。

(市) 非常用スロープなのですが、雨が降った時に滑りやすいという話をお伺いしまして、現在の使用状況を確認したのですけれども、基本、子どもたちが使っている時というのは、日中の天気がいい時で、特に、歩く時には、滑りやすいとか、危険という話はないというふ

うに聞いています。

シートについて、実際、シート自体がどういったものかというのと、今、シート自体がノンスリップ式のシートという仕様になっておりまして、その耐用年数についても調べてみたのですが、平成18年に施行いたしましたして、一般的には、シートのメーカーである会社の方に確認をしたところ、シートの方は15年程度もつというふうに聞いておりますので、単純に計算すると、平成33年頃までもつというふうに思われます。

現状、シートについては、特に、そういった、雨が降って滑りやすい状況では、使うことは、基本的にはないというふうに考えております。

(保護者) 今はそうかもしれないですけど、山善さんが、もしかしたら、朝は雨が降っていたけど、次の日にお天気だったら、子どもを連れて、外に遊びに行くかも知れないじゃないですか。

今はそうですけど、今後、どう使われるか分からない。

今までは、保護者が滑ったのですが、修了式とかの参加の時に、自転車を上げさせてもらっているのです。

だから、保護者も4、5回、自転車を持って上がるのがあって、その時に滑るのですが、4月1日に進級式をするかどうか分からないのですが、4月1日に保護者が持って上がって、滑って転んで、骨折しましたという時には、どこが補償するのですか。

山善さんに移管したので、山善さんが保護者の治療代とかを払うことになるのですか。

(市) 補償の話というか、滑らないような。

(保護者) 滑らないような靴を履いてこいということですか。

(市) 雨が降った後、滑りやすい状況の時には、使わないように。

(保護者) 使わないようにといっても、自転車がそこら中に置きっぱなしになりますけど、それはそれで、山善さんの使用方法であって、市は知りませんからということでしょうか。

(法人) シートなのですか。

(保護者) 滑り止めで。

(市) 行事の時は、皆さん、自転車でお越しですよ、今、窪田所長にもお聞きしたのですが、ここは、やはり、土地的に狭いので、自転車でお越しになった方の自転車を置く場所がないということで、こちらのテラスの方に、自転車を上げていただく、そのためのスロー

プのところ、雨天になって滑ってしまったけれども、やはり、自転車を上げるという労力がかかります。

今、あまりにも、雨が大変で、滑りやすくなってしまっている時は、園庭を開放することもあるというふうにしているのですけれども、どちらをとられるか。

でも、園庭に置かれたら、子どもたちが遊びやすくする場所がなくなってしまうということもありますので、それは、今後の解決方法が必要かなと。

(法 人) ノンスリップ式のシートというのは、実際は、あまり適さないのです。

自転車だけではなく、スロープのところは、冬の時期には、凍結してしまうのです。そしたら、余計に滑ってしまいます。

(市) 今、現状、色々な行事等やられている時に、雨の時も、これまでの中でも、あったかと思うのです。

そういう部分で、この施設が完璧なもの、はっきり申し上げるには、少し、この部分を注意しながら使わないといけないとか、そういう部分の引き継ぎも、当然、させていただきますので、今回、お滑りになられた事例もありますので、そういった行事の時の、2階に上げる際、たくさんの雨が降った場合は適さない、園庭を使っていたという事例があるのであれば、そういう事例も引き継いで、シートを変えるかどうかというのは、予算の関係もありますので、検討はしてみますけれども、そういった施設的な特徴の部分も含めて、引き継ぎをさせていただきますので、その辺は、そういった形で、ご理解いただきたいと思っております。

(保護者) 非常用のスロープは、非常時に使うのですよね。

(市) そうですね。

(保護者) 1、2歳児が歩いていくためのスロープですよね。

雨の日であっても、非常時は、それを使わないといけないので、そこを直すのは、普通ではないですか。

非常時に、雨降っているから、では、使うのをやめましょうというのでは、何のための非常用のスロープか分からないので、そこは、安全を第一に、特に、0、1、2歳は、手が少ないから、ちゃんと歩いて降りないといけないので、雨だから使わないとか、自転車を上げないではなくて、そこは、言われたように、屋外のスロープに滑り止めは適さないとか、凍結するとかは知らないですけれども、それが分か

ってらっしゃるのであれば、そこは、市がやるべきだと思います。

(市) そこは、状況もありますし、実際に、現状、平成18年から、シートを貼らせていただいて、メーカーにも耐用状況を確認した中では、平成33年まで。

実際、雨や風、使用状況によっても変わってくると思うので、その点は、確認をさせていただいて、普通に歩いた状況でも滑りやすくなっているのであれば、今、おっしゃるように、当然において、換えないといけないと思いますので、一度、専門家に確認させていただきます。

(法人) 滑り止めによっては、ギザギザが付いておまして、埃がたまってしまいます。

そしたら、かえって危ないということで、外部には、あまり適さないのです。

(保護者) 貼り替える時に、「山本先生」も立ち会って、あれがいい、これがいいということで。

(法人) ですから、シートはやらない方がいいです、スロープには。

その時はいいのですけれども、やはり、外気にあたったら、埃が下に落ちてしまいます。

今まで、「山水」も、何回もその経験がありますので、凍結もありまして、本当に、色々な経験がありますから。

よろしくお願いします。

(保護者) あと、ペンキですが、ペンキが剥がれている部分、スロープの柵ですとか、ジャングルジムであるとか、ペンキが剥がれていて、触ると怪我をするので、そこから破傷風になったりということもあるので、ペンキが剥がれている部分を、円滑に、移管を進めるために、ペンキの剥がれをどうにかしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(市) そうですね、スロープと、あと、門扉のペンキの剥がれというのは、確かに、ありますので、その点については、補修を行いたいと考えております。

(保護者) あと、所庭のログハウスの根元の方が腐っているとかで、ちょっと、危険性があるので、撤去という噂を聞いたのですが、撤去はせず、改修の方で、お願いしたいのですが、どうでしょうか。

(市) 撤去ということは、申し上げてはいないのですが、今、公立保育所は、1年に1回、遊具の安全点検というものを行っており

まして、今、検査結果を待っている状態ではあるのですが、ただ、私も、ログハウスの現況確認をさせてもらって、ちょうど入口のところに、本来、板があるべきだが、ちょっと、今、外れている状態になっているので、まずは、取り付け、それについては、改修したいと考えております。

(保護者) その検査結果は、いつになったら出るのですか。

(市) 検査結果は、1月に出ます。

(保護者) では、3月までには、2月中には、改修は終わっていますか。

(市) そうですね、その必要な個所について、改修を行いますので。

(保護者) 市役所への確認は、終わりです。

あと、法人さんの方に、確認したいことが一つありまして、11月の三者協議会の時に、行事の写真をホームページでアップしているというふうに言っていたのですが、それは、保護者への同意を得て、インターネットに載せているのですか。

(法人) そうです、全部とっております。

(保護者) これが、私、だいぶ前に気になったのが、選考委員会の時に、子どもの写真が載ったファイルを、各選考委員の委員さんに配っておられたので、その保護者の同意を得ているとはいえ、あっちこちに写真を配るといふか、見せるのはどうなのかなという部分があるのですが、保護者は、それに対して、何も、同意を得ているので、別に問題はないと考えておられるのですか。

(法人) 選考委員会の部分でも、写真の関係については、回収をしておりますので。

(保護者) 回収はしているけれども、それが出ているという部分は知らないですよ。

選考委員会で、「山水学園」は、ここの保育所を落とすために、子どもの写真を選考委員さんに渡しているというのは知らないのですよね。

インターネットで世界中に発信しているから、そこは、日本人に渡したところで、別に問題ないかも知れないですが、その部分も含めて、4月以降、保護者の同意を得るのであれば、そこら辺の告知をしていただければ、ありがたいなと思いますので、よろしく願いします。

(法人) はい。

(市) よろしいでしょうか。

それでは、次の案件、「保育内容等の確認事項について」を議題とさせていただきますと思います。

これは、これまでから「法人からの説明会」、「三者協議を行う前に」、それから、「保育内容等の確認事項」というようなことで、確認を行ってきた内容になります。

今回、ご確認をしていただきたいのは、今、一度、確認してきたことを、もう一度、ご確認をさせていただき、項目の整理も、併せて、させていただこうという趣旨でございます。

一定、担当の方から、ご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

(市) それでは、「確認事項」というものを、今日、お持ちでしょうか。

お持ちでない方は、何部か、持って来ていますので、お配りいたします。

それでは、この「確認事項」に基づきまして、確認をさせていただきますと思います。

まず、1ページ、No.1の「総則」につきましては、これまで、説明会や第1回の三者協議会において、新たな費用負担について、また、特別保育（一時保育、低年齢児受入、病後児保育、延長保育）について、ご確認いただき、法人さんからも回答をいただいているところでございますので、確認済みということになります。

次に、No.6と、5ページのNo.29の「個人ノート」については、同一項目でございまして、これも、第2回の三者協議会において、確認済みでございます。

次に、4ページのNo.17の「費用負担」、No.19の「アレルギー対応」、No.20の「誤食防止体制」、No.21の「除菌・消毒」、No.22の「栄養士」、No.23の「調理員」、それから、5ページのNo.24の「食材」、No.25の「展示食」、No.28の「廊下やトイレ、所庭の清掃」、No.29は、先ほどのとおりですが、これらは、第2回の三者協議会で確認済みでございます。

それと、No.30の「補助金」、これは、第1回の三者協議会で確認済みでございます。

続きまして、6ページでは、No.34からNo.39まで、それから7ページのNo.41につきましては、保護者会に関することとございまして、第2回の三者協議会で確認済みでございます。

次に、同ページ（7ページ）のNo.42の「合同保育」、これは、第2回と本日の三者協議会において、確認をさせていただいた項目でございます。

次に、8ページのNo.46の「個人懇談」については、先ほど、合同保育をご説明させていただいたときに、実施する旨をご説明させていただきました。

また、No.51の「特別保育」につきましては、先ほど、冒頭の総則と重複する項目でございます。説明会及び第1回の三者協議会で確認をさせていただいています。

最後に、9ページのNo.54の「施設改修」につきましては、説明会及び第1回の三者協議、また、No.55の「臨時職員」については、第2回の三者協議会において、確認をいただいた項目でございます。

したがって、残り31項目という状況でございます。

ただし、確認済みの項目について、案件としないということではなく、確認されたい事項がございましたら、その都度、ご質問いただければと考えておりますが、基本的には、残りの31項目を優先して、確認させていただきたいと考えております。

説明については、以上でございます。

(市) 今、一定、この資料に基づきまして、ご説明をさせていただきました。

内容について、質疑ということですので、順番に1ページからというやり方もありますし、この中から、ご質問したい項目、どの何番という形で、質問していただく形もございます。

どちらでさせていただいた方がよろしいでしょうか。

(保護者) まず、No.15をやって、No.6からNo.9は、1月からの合同保育で、実際を見てもらってからでない、答えてもらえないと思うので、No.6からNo.9とNo.12は、1月からの案件とさせていただきたいです。なので、No.15をやって、No.3から。

(法人) その前にNo.2の「保育園名」から。

以前にもお話しさせていただきましたように、保護者の皆さま方、お名前のご提案はございますか。

無ければ、現状、鮎川保育所でございますから、「鮎川保育園」ということで、考えておりますけれども、どうでございますか。

(保護者) ただ、今、ここには、26名しかいませんので、あと70数名はいませんので、何らかの方法で、これでいきますよという周知を、山善さんの考えでやっていただけたらなと思っています。

(法人) 3月までは、当然、市立でありますので、行政の方も協力していただいて、告知の方法があれば、ご協力いただいて、3月までには

告知をしていただく。

4月からは、私の方で、改めて、告知をさせていただくということになると思います。

よろしいでしょうか。

(市) 3月までは、今、理事長からもご説明いただいたように、公立の保育所ということになります。

何かあれば、市の方から、周知することが必要かなと思っております。

三者協議会の方で、園名ということで、ご了承が得られるのであれば、必要に応じて、それは、法人の方と市との連名という形で、周知はさせていただいてもいいですし、全戸配布という形で、保護者の方に、保育園名はこうなりましたという形で、三者協議で、一旦、ご提案をさせていただいて、ご了承いただいておりますので、こういうふうになりましたということで、周知をさせていただければと考えておりますけれど、よろしいでしょうか。

(保護者) はい。

(市) では、今の「確認事項」のNo.2の項目、これについては、一定、そのように、取扱いをさせていただきたいと思います。

そうしましたら、まず、3ページのNo.15、こちらから議論を始めほしいというご意見がございましたので、まず、3ページ、No.15の項目を含めまして、No.13からNo.16とございますので、このページを、まず、最初にさせていただいてから、1ページの残りの部分に戻って、進めさせていただきたいと思います。

3ページの「行事」のところで、何かご質問はございますか。

(保護者) では、No.13からお願いします。

No.13の、「お弁当の持参」について、山善福社会では、月1回、お弁当の日がありますが、お弁当の日は、山善福社会としての考えなのか、各園での考えなのでしょうか。

(法人) 山善福社会で、統一しております。

(保護者) 5年間は引き継いでいただけるということなので、とりあえず、公立保育所では、3歳は1回、4歳は2回、5歳は3回となっていますので、これ以上、お弁当の日が増えないように、よろしく申し上げます。

(法人) はい。

(法人) 重複するかも知れませんが、よろしいですか。

このお弁当のことなのですけれども、年長さんは3回になっていると確認したのですが、No.16の「遠足」の項目に、そのお弁当の3回の内訳が書かれているかと思うのです。

これは、もちろん、理解しました。

ただ、山善福社会でできる、子どもたちの体験というものを、鮎川保育園の子どもたちにもさせたいなと考えているのです。

例えば、たけのこ掘りだったりとか、田植えであったりですとか、稲刈りだったりですとか、今まで、子どもたちが経験してこなかったことを、次年度は、取り入れてみたいなと考えているのです。

ですので、遠方に行きますので、その際は、もしかしたら、お弁当を持参していただくことになるかも知れません。

そうすると、No.16の「遠足」の回数を減らすというのも、これはこれで、きっと、年長さんになったら、行けるのではないかなと、子どもたちの中でも、期待感があるのではないかなと思うのです。

ですので、こちらもやってみたいですし、プラスのこともしてみたいので、お弁当の回数が、もしかしたら、増えるかもしれないです。

その場合は、必ず、事前に、こういった理由で、ご協力お願いしますというふうな張り出しといたしますか、掲示をさせていただきたいのですが。

(保護者) まず、4月の時点で、年間行事が出ます。

その時に、お弁当が、5歳さんは、何回になりますよというふうな告知をしていただいたら、それでいいと思うのです。

あと、たけのこ掘りや、田植えをすることによって、費用発生はないですか。

(法 人) はい。

(保護者) それは、4月の時点で、告知をしていただいたら。

(法 人) 告知の仕方なのですけれども、例えば、田植えだと、何月何日とまでは。

(保護者) 何月頃に、何回くらい田植えに行きます。だから、お弁当がいきますよというふうな感じでいいと思います。

(法 人) はい。

(保護者) 大体、田植えは何回くらいですか。

(法 人) 田植えは1回です。

それに伴って、稲刈りもあるのです。

あと、たけのこ掘りがあるのですけれども、今のところ、予定しているのは。

(保護者) たけのこが1回、田植えが1回、稲刈り1回くらいですか。

(法人) はい。

(保護者) 対象年齢は、5歳になるのですか。

(法人) 申し訳ございません。対象年齢を伝えていませんでした。

対象年齢は、今のところ、5歳を考えております。

(法人) また、機会があれば、「おとのは」の畑の方にも、そういうこともやっていけたらと思いますし。

(市) 今度の5歳から、やっぱり、行事的なものが増えると思うのです。お弁当のことだけではなく、内容的にも、とっても素敵なことをされると思うので、そのことは、今、三者の皆さまの中で、ご確認ができたと思うのですけれども、1月から3月にクラス懇談会をされますよね。

1月から、クラス懇談をされるので、今の4歳の、最終の締めของラス懇談のところにも、少し、法人さんの方から、次年度の様子も、こういうふうに変わりますよということを、クラス懇談会の中でされていると思うので、そこに、法人さんから、こういう行事も増やすつもりにしていますと、それは、一定、三者でもお伝えしましたということでの告知的なことと、あと、雨天の時どうするか、そういう細かいことは、事前にお知らせいただくとして、全体で、今度の5歳に対しては、今の4歳のクラス懇談で、少し、法人さんから、お伝えしてもらってもいいですかという提案です。

(市) 田植えだと、たぶん、服とかも、もしかすると、汚れてしまうかもしれないので、着替えをお願いするかもしれないとか、細かい、そういうことがあるかもしれないので、よろしくお願いします。

(保護者) はい。

それでは、No.14の「毎月のお誕生日会」を行っているのですが、1月から、合同保育が始まるので、それを見ていただいたらいいと思うのですが、その毎月のお誕生日会を、子どもたちも楽しみにしているのです、このまま継続で、よろしく申し上げます。

(法人) 引継ぎたいと思います。

(保護者) 次に、No.15、先週、発表会(楽しい広場)の方を見ていただいたのですが、その内容は、運動会や、生活発表会中の、子どもが演技中、下の子の保育は、別でやっていただいているので、保育は通常

どおりでお願いします。

(法人) はい。

(保護者) 行事があるからといって、保育所は午前中で終わりですよということではなく、通常の保育で、お仕事のある方は。

(法人) ご協力くださいという張り紙を出すということですね、こちらとしても。

保護者様と一緒に、ご理解いただいて、保育をするということでもよろしいですか。

(保護者) お願いします。

では、先ほども確認したのですが、No.16の「遠足」ですが、6月に、5歳クラスは、交通機関を使った遠足に行きますので、その時に、バス・電車代の徴収はあるのですが、それ以外の徴収はなかったもので、今後も、交通機関を使う時以外の徴収金はないように、よろしくをお願いします。

(市) 交通費と入館料とかは、かかりますので。

(保護者) そうですね、交通費の往復680円と、キッズプラザの入館料の240円で、合計920円は、自己負担になっていました。

(法人) では、交通機関の費用と入館料。行き先によって値段が変動はあるけれども、その分だけということですね。

(保護者) なるべく、高いところは選ばないようにお願いします。

(法人) 子どもたちを連れていきますので、もちろんです。

(市) 5歳児の交通機関を使った所外保育という部分では、毎年、クラス懇談とかで、するかしないか、保護者の方にご確認させていただいていると聞きましたので、そのご確認を、一緒に、3月の時にさせていただいて、行き先も、保護者の意向もあつたりもしますので、キッズプラザになっていますが、ずっと一緒ではなくて、保護者の方が、こっちの方も、ちょっと経験させてあげたいとか、そういうご意見も踏まえて、行き先を考えさせていただくということになりますので、お願いします。

(法人) 時期もですか。

(市) 6月というのは、担任が、1年間を見通して、ここでということで、6月でない時もあります。

(法人) そうですか、分かりました。

田植えの時期と重なってきますが、それは、懇談会の時に、お母さん方と話をして、決めさせていただいたらいいですか。

(市) そうですね、他の保育所の様子を伝えますと、12月の発表会以降になりますと、キッズプラザとか、色々なところは、小学校、中学校が来ることがなくなるので、かえって空いているという情報で、そこら辺にもってくる場所もありますので、また、色々な方法をお考えいただけたらと思います。

(市) あと、ご存知かと思うのですが、補助金の関係で、交通費のかかるところについては、必須項目になっていますので、よろしくお願い致します。

(保護者) それでは、No.3に戻ります。

No.3の「クラス名」で、0歳「ひよこ」、1歳「ぺんぎん」とかは、そのまま、現状どおりで、よろしくお願い致します。

(法人) はい。

(保護者) No.4の「個人マーク」を、前に、見ていただいたと思うのですが、本人の、0歳から5歳まで、ずっと、同じマークを使っていますので、それも継続でお願いします。

あと、「クラスノート」のことは聞かれましたか。

(市) この間、所長の方からも、色々、資料をいただきまして、法人さんと、少しずつ、やり取りをしておりますので、後は、合同保育の時に、利用の方法を見ていただいて、いいのではないのかなというお話はいただいております。

(保護者) 「西川先生」は知らないですか。

(法人) 中までは、見ておりません。

また、見させていただきます。持ち帰って見るとかは、絶対、駄目ですよ。

じっくり読みたいのですよ。

(市) また、お渡しします。

(保護者) クラスノートは、3園では、ホワイトボードに書いて、夕方には消してしまうということなので、とりあえず、ずっと置いていただいているのですよね。

(市) 保存しています。

1週間くらいは見られるように、各クラスに、ずっとファイルに綴じて、置いてあります。

(保護者) おじいさん、おばあさんが迎えに来る人が多いので、保護者が来た時に、何日か前に何をしたのだろうと見られるように、置いていてくれていますので、そのまま継続して、クラスのロッカーの上に

置いて、保護者がいつでも見られる状態にしておいていただきたいので、よろしくお願いします。

(法 人) はい。

(保護者) No.6からNo.9までは飛ばして、No.10の「プール・シャワー・水遊び」について、プールの期間については、大体、7月第2週～8月31日まで、毎日プールを行っております。

気温・水温が低いために、プールが中止になった場合でも、蒸し暑い日には、シャワーだけでもしています。

また、9月以降も、シャワーの有無を保護者に確認し、暑い日には、シャワーを行っておりますので、毎日のプールを、よろしくお願いします。

(法 人) ちょっと質問していいですか。

外気の気温が低いため、寒いからプールがなかった日ですよね。シャワーは。

(市) 蒸し暑いので、子どもが活動したら、汗をかくので、温水シャワーをしています。

シャワーは、基本、お湯です。

ちょうど、プールの前に、給湯器があつて、プールに入るときも、お湯シャワーをします。

(法 人) 気温とか、外気温の様子を見て、こちらが判断して、大丈夫だったら、基本、毎日、プールだけれども。

(市) 午前中だけの活動になりまして、外気温と水温が上がらなかったときは、中止です。

たまたま、今年も、ここ何年間、外気温が低すぎて中止になったことはないと思うのですが、そのときがあれば、水温も上がらず、外気温も低いため、今日は、中止しました。

その代わり、この遊びを提供しましたというところは、ご一緒だと思います。

(法 人) 大丈夫です。

気温が低いときは、子どもの健康と状態を考えて、シャワーすらもないときもあるということですよ。

(市) シャワーは、個別にしていたと思いますので、すごく、外気温が低すぎて、シャワーが無いところは無かったと思います。

(保護者) 8月とかで、雨上がりとかで、水温だけが上がらないけれども、外気温は高いときがあるじゃないですか、そのときは、シャワーを

していたということです。

プールは無いけれども、シャワーはしていた。

(市) プールに入れますと、プールは入れないけれど、シャワーはできますといふように、個別にやっていたと思います。体調の悪い子も含めて。

(市) 「山水」さんの話を聞いていると、プールの活動を、もっと早くからされているのです。公立が遅いくらいなのです。

だけど、これでさせていただいて、その前の5月の連休後から、もう暑いときがありますよね。そういうときには、シャワーをさせていただいたりとか、保護者とのやり取りも、細かくお伝えしていくところになるかなと思います。

公立で、今、言ってらっしゃった体調が悪いときとかも、雨天になるかなというところの水温、気温が低いところは、私たちが、基本になるところは、それは、一緒ということです。

(保護者) ただ、「おとのは」さんでは、プールが週3回しかなかったというのがあったので、あと、アンケートを取らせていただいたときに、プールは、15分と書いていたので、とりあえずは、2歳は30分、3歳以上45分くらいのプール、入水をしているので、時間的には、大体、そんな感じをお願いします。

(市) ずっと入っている時間が、15分だと思うのです。

2クラスあれば、今、こっちの子が入っていて、ちょっと休憩して、今度は、こっちの子が入ってとなれば、大体、30分くらいになると思います。

(法人) プールの入り方については、基本、夏場ですので、夏ならではの遊びだと思うのです。プールというのは。

保育園のプールは、保育園児が、安全に入るための環境が整っている。他のところよりも。ですので、楽しめるので、させてやりたいと思っています。

ただ、時間については、お母さまの方から、今日、入っていいよと丸が付いていたにせよ、入る前に必ず、視診は、担任も看護師も巡回をして、行います。

その時に、調子が悪ければ、園長の判断と看護師の判断によって、プールの方は、見学というような形をさせていただいたり、丸が付いていて、プールに入った段階で、ちょっと、いつもより唇が青かったりだとか、様子がおかしかった場合は、すぐに上がって、身体

を温める、お部屋遊びで静かにするというふうな、そのお子さんの様子を見て、時間等や、そういったことをしていきたいと思っています。

(市) 補足なのですが、2歳児に関しては、ずっと、月から金まで、入るということはないです。

水曜日をお休みにしたり、月曜日の週明けに、子どもの様子を見て、しんどそうな子が多かったり、週初めに、様子を見させていただくということで、プールをしないこともあるので、それは、担任と所長と判断して、決めています。

あとは、天候によって、2歳はせずに、3・4・5、幼児だけという場合もあります。

(市) 公立を引き継ぐということになると、他の公立では、毎週、月から金まで、びっしり、入っているところは、少なくなってきました。週3回みたいになっていて、あとは、2日は、水で遊ぶということになっていて、プールに入水するというところになっていないところもあります。

水遊びだったら、園庭でも、どろどろにして、泥遊びをしたり、シャボン玉をしたり、遊びの展開が変わってきているところも多いのです。

ただ、鮎川では、月が金まで、常時入っているというところは、一定、お示しして、その中で、子どもさんと、天候の様子で、今日は入水しないけれども、違う、水遊びの提供というところも保育の内容からしたら、ありかなと思っておりますので、それは、保護者の方との連携と、こういうことをしたというご報告だと思えます。

(保護者) No.11の「菜園、クッキング及び食育集会」について、所庭や、2階のベランダに時期のものを植え、子どもたちと一緒に採取し、月に1回以上クッキングをしています。

また、食育集会、DVDがありますが、6月、8月は3～5歳、1月は2～5歳を対象に、年3回行っています。それとは別に、1歳にも行っていますので、継続をお願いします。

(法 人) はい。

そのDVDは、また、見せていただくことは、可能ですか。

(市) 大丈夫です。

(保護者) 食育集会は、2月でしたよね。

(市) 2月上旬です。

保育参観のときに、食育集会をここの部屋で、朝、15分くらい、保護者の方に、見てもらっています。

(保護者) 1月から、食育集会も見ていただくことができると思うので、よろしくをお願いします。

(法人) はい。

(市) 選考委員会に入っていたので、ご存知だと思うのですが、山善さんは、食育に力を入れられています。

そのあたりの充実する部分については、法人さんにお任せしていただければ、子どもたちにとっても良いと思いますし、費用とかが発生しない部分については、ということで、よろしくをお願いします。

(議長) それでは、この議案「確認事項」の途中ではありますけれども、一旦、ここで、No.11まで終わりましたということで、閉めさせていただきます。

今回は、年を越えまして、新年、1月ということになります。

今年の三者協議会は、これで最後ということになります。

保護者の皆さま方には、このようにお休みのところ、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

また、法人さま方にも、ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

これから、年末に向かいますので、公私ともにお忙しい時期になりますので、お身体の方には、十分、ご留意をなされまして、また、1月に、三者協議会の場で、お会いできたらと思いますので、よろしく願いいたします。

また、来年度以降につきましても、既に、合同保育が始まっておりますが、三者協議会を持ちまして、保育内容について、双方で確認をさせていただきながら、円滑に進めてまいりたいと思います。

本日は、長時間にわたりまして、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

これで、三者協議会の方を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。